

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部経営支援課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号
許認可等の種類	協業組合の事業転換の認可	根拠条項	第5条の7第2項
審査基準	<p>第5条の7第2項の規定による協業組合の事業転換の認可に係る審査基準は、「協業組合制度の運用について（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）」二、「協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和42年10月13日付け42企庁第1428号）」及び設立認可等事務処理要領二並びに「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成3年6月12日付け3企庁第1325号）」4のとおりとする。</p>		
受付機関	経営支援課	処理機関	経営支援課
		交付機関	経営支援課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次	31
		NO	